

2. 個別プロジェクト研究

1) ガバナンス部門(部門責任者)

常本照樹 (教授・憲法学)

センターの部門に関連した研究活動およびそのアウトプットについて。

2015年度もアイヌ政策への参画を通じてわが国の政策形成の現場に関わり続けている。2014年6月の閣議で「民族共生の象徴となる空間」の2020年開設が政府として正式に決定されたことにより、関係省庁による施策の具体化に向けた作業に大きくドライブがかかっている一方で、制度及び施設の具体化が進むにつれて政府外のステークホルダーの「思惑」とのズレが表面化し、政策推進作業部会長としても、表裏でのその調整にかなりのエネルギーを費やしている。しかし、そのズレが最大化し、政府としての調整も通常のレベルでは行えなくなったときに、人事という「最後の手段」を含めた修正が行われるなど、貴重なガバナンスの実態を目の当たりにすることができた。

自身の研究活動およびそのアウトプットについて。

上で触れたアイヌ政策への関与の中で得られた知見の一部を憲法理論との関連で整理したのが、業績一覧に掲示した「『先住民族であるとの認識』に基づく政策と憲法」である。

上記以外の研究活動としては、先住民族遺骨等の返還について先行する事例研究を行うため、8月にアメリカ合衆国を訪問し、ハーバード大学ピーボディ人類学博物館、ハワイ州ハワイ先住民局、ビショップ博物館などで調査したほか、ハワイ先住民との意見交換を行った。12月にはオーストラリアを訪問し、オーストラリア博物館(シドニー)、オーストラリア国立博物館(キャンベラ)、南オーストラリア博物館(アデレード)、フリンダース大学、オーストラリア国立大学などで調査し、さらにアボリジニ・コミュニティのエルダーと意見交換を行った。また、今年2月には、アメリカにおける先住民遺骨返還の実務責任者(内務省国立公園局NAGPRA 担当部長)らを招き、わが国の関連研究者及び実務担当者を交えて研究会を開催した。これらの調査結果を踏まえて、日本におけるアイヌ遺骨の返還に係る諸課題を整理している。

このほか、9月には台湾国立政治大学烏来楽酷計画のメンバーと烏来地区のタイヤル族を本学に迎え、先住民社会の発展に対する大学の貢献の可能性について、事例報告と意見交換を行った。

その他(教育活動ほか)

法学部、法科大学院、全学教育で憲法・国際人権法に関する授業を行ったほか、センター長を務めているアイヌ・先住民研究センターの事業である公開連続セミナー「アイヌを学ぶ」上級講座などの市民対象の公開講座等においてアイヌ政策に関する講演を数回にわたって行い、アイヌ政策に対する国民の理解促進を図った。

論文

論文標題	雑誌名	発行年	頁
「先住民族であるとの認識」に基づく政策と憲法	岡田信弘ほか編『憲法の基底と憲法論』(信山社) 所収	2015	527-546

学会発表

発表課題	学会等名	年月日	発表場所
愛努民族政策的現在	第8回日台原住民族研究フォーラム	2015.10.30	花蓮(台湾)